

東京大学(本郷)総合研究棟(工学部新3号館) 施設整備事業

入札説明書等に関する質問回答（第2回目）等

- 本質問回答は、平成21年9月29日（火）から10月2日（金）に受け付けた東京大学（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）施設整備事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。
- 質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、質問項目及び記載位置については、大学で整理していますので注意してください。
- 回答において「入札参加者に電子データ（CD-R）により配布する」とある配布資料についても、入札説明書等と一体のものとして取り扱いますので、入札参加者は必ず配布を受けてください。配布は、平成21年10月19日（月）より行うものとし、事前に担当部局まで電話で申し入れてから来学してください。
- また、質問回答の前段に、「変更事項」を記載していますので、これらについても十分に留意して対処してください。

< 総 括 >

入 札 説 明 書 等	質問件数
入 札 説 明 書	5
様 式 集	3
要求水準書（本文）	63
要求水準書（別表・資料）	43
落札者決定基準	0
基本協定書（案）	3
事業契約書（案）	34
そ の 他	16
合 計	167

平成21年10月16日
国立大学法人東京大学

変更事項

<変更前>

入札説明書等に関する質問回答（第1回目）

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
168	要求水準	32	3	3	3		⑩			エントランスホール等での展示資料・展示スペース・アートギャラリー等の運用管理について、その対象を大学関連のものとするとともに、運用管理については、事業者が実施すること、とありますが、運用開始前段階の展示品の当該箇所への移設に関しては、大学側が実施するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 重要変更事項 <u>展示資料（【別表2】の1頁、【別表3】の2頁を参照）について、現工学部3号館から大学の指定する仮置場への移設は、本事業の業務（解体工事）の範囲とします。</u>

<変更後>

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
168	要求水準	32	3	3	3		⑩			エントランスホール等での展示資料・展示スペース・アートギャラリー等の運用管理について、その対象を大学関連のものとするとともに、運用管理については、事業者が実施すること、とありますが、運用開始前段階の展示品の当該箇所への移設に関しては、大学側が実施するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 <u>また、展示資料（【別表2】の1頁、【別表3】の2頁を参照）について、現工学部3号館から仮置場への移設についても、本事業の事業範囲外とし、大学が実施します。</u>

入札説明書に関する質問回答

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	－	質 問	回 答
1	サービス購入費の構成	30	別紙	2	1				ケ	「ケ．その他の費用（ＢＴＯ方式部分に個有に必要となるもの）」には、「ク．その他の費用（ＢＯＴ方式部分に個有に必要となるもの）」に含まれている「建中金利」及び「選定事業者の資金調達に要する費用」が含まれていません。この意味は、「建中金利」及び「選定事業者の資金調達に要する費用」について、ＢＴＯ部分に関して支出したものであっても、全てＢＯＴ部分の費用と見なす、という理解で宜しいでしょうか。	「構成される費用の内容」のうち※印が付されているものについては、代表的なものの例示であり、脚注に「上表に示す費用の他に、選定事業者が事業契約書に基づき本事業を遂行するうえで必要となる費用を指す。入札参加者が当該費用として必要と考えるものがあれば、入札金額にその費用を必ず加えること。」と注記しています。したがって、ご質問のように、「ケその他の費用（ＢＴＯ方式部分に個有に必要となるもの）」において、「建中金利」及び「選定事業者の資金調達に要する費用」が必要となる場合にあっては、当然に、「ケその他の費用（ＢＴＯ方式部分に個有に必要となるもの）」に参入してください。
2	施設整備費相当	31	別紙	2	1	1				9／18追加質問回答：番号2）において、基準金利の決定に関して、基準金利確定日のＴＳＲ１２年スワップ金利で固定される形ではなく、基準金利確定日から運営開始までの期間等考慮し、実際の案件スケジュールを前提にスワップ金利の理論値を計算し、それを基準金利として使用する方法（最近の国土交通省案件で使用している方法。以下「理論値計算方法」という。）を取ることは、「国費（平成２４年度分）を確定する必要があるため原案の通り」とのことでした。 しかしながら、基準金利決定に関して、「理論値計算方法」を取った場合でも、基準金利確定日に基準金利は確定しますので、国費確定には影響を与えないものと思料いたします。その上で改めて、	原案のとおりとします。

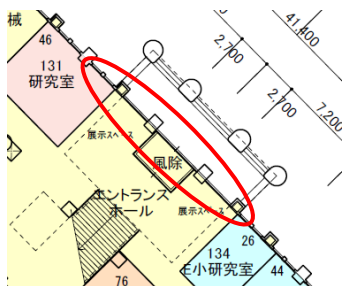
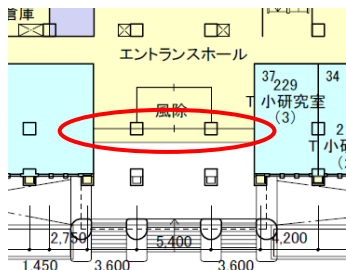
番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	－	質 問	回 答
										基準金利の決定に関して、「理論値計算方法」を使用することをお認め頂くように御検討頂くことは出来ませんでしょうか？	
3	施設整備費相等の支払方法	31	別紙	2	2	1	①			本件施設整備は、法人税法第64条に定める長期大規模工事に該当するとも考えられますが、ご見解をご教授下さい。 仮に本件施設整備が、法人税法第64条に定める長期大規模工事であるとされる場合、施設整備にかかる消費税相当分の支払は、施設の引渡日において全額なされるかどうか、ご教授下さい。	ご質問の前段について、①工事期間が1年以上であり、②請負対価が10億円以上、③請負の対価が目的物の引渡の1年を経過する日以後に支払われることが定められていない場合、法人税法上の「長期大規模工事」に該当します（法人税法64条、法人税法施行令129条）。したがって、本件工事についても上記の要件を満たす場合には、「長期大規模工事」に該当するものと理解していますが、具体的には、入札参加者の判断によるものとします。 ご質問の後段について、「施設整備費相当に係る消費税等の支払方法」は、「施設整備費相当の支払方法」に準じて同時に支払うものとします（入札説明書別紙2（2）1）②）。
4	施設整備費相等の支払方法	31	別紙	2	2	1	①	ア		BOT方式部分の施設整備費相当に係る第1回目のサービス購入費の金利の起算日は平成25年4月1日から同年9月30日という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	物価変動に伴う維持管理費相当の改定	33	別紙	2	3	3				3%以上の変動はなかなか見込まれないと考えられます。 1%とする等ご再考頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

様式集に関する質問回答

番号	質問項目	頁	様式	章	1	(1)	1)	-	-	質 問	回 答
6	資料調達計画等（添付資料の可否）	44	29							金融機関の関心表明書やその他提案書本文を補足する添付資料を付すことは可能でしょうか。	＜様式29＞に限り、金融機関の関心表明書等の補足資料を添付してもよいものとしますが、必要最小限の枚数としてください。
7	長期事業収支計画表	45	30 31							長期事業収支計画表についてH22～H36となっていますが、応募者側で適切な期間に設定し直して提出しても構わないでしょうか。	長期事業収支計画表の年度（H22～H36）について、入札参加者で当該期間を設定し直してもよいものとなりますが、入札説明書別紙に示す諸条件は遵守してください。
8	長期事業収支計画表	45	30 31							事業終了時におけるBOT部分の大学への所有権移転登記費用についてはどちらの負担となりますでしょうか。また、事業者側負担となる場合は、当該費用についても維持管理費相当として平準化してSPCに支払われると理解して宜しいでしょうか。	ご質問の前段について、事業契約終了時の所有権移転登記費用は、事業契約書（案）第83条第1項に基づき事業者の負担となります。 ご質問の後段について、ご理解のとおりです。当該費用は、「維持管理費相当」の「オその他の費用（都市計画法固定資産税以外）」に含むものとします。

要求水準書本文に関する質問回答

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
9	電波障害調査業務及びその対策業務	3	2	1	1	6				2011年7月のデジタル化に伴い電波障害の生じる可能性は少なくなると思われますが、2011年7月以降に建物の地上躯体が構築される場合は、電波障害対策工事は実施せず事象が発生した場合別途精算とした方が、当該対策工事費用としてリスク分を見込む必要が無い為VFMが向上すると思われしますので、別途清算との前提で宜しいでしょうか。 電波障害対策工事費用には、大学構内の電波障害対策工事費用は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。 また、2号館など建て直しに伴い、既に対策工事を実施している周辺家屋の情報があればご提示お願い致します。	重要変更事項 ご質問の前段について、「本施設の施設整備に係る電波障害調査業務」は本事業の事業範囲とし、「本施設の施設整備に係る電波障害対策業務」は本事業の事業範囲外とします。これにともなう、「電波障害対策設備の維持管理業務」も本事業の事業範囲外とします。 ご質問の中段について、「本施設の施設整備に係る電波障害調査業務」は大学構内の他の施設も対象とします。 ご質問の後段について、既存対策図を、入札参加者に電子データ（CD-R）により配布します。
10	都市ガス	6	2	4	8	3				都市ガス低圧50φ・75φが敷設されていますが、不足の場合は中圧管より供給可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、減圧装置が必要となることに留意してください。
11	排水幹線切り回し	6	2	4	8	7				資料－6の排水管で計画施設を縦断している排水管の切り回し工事ですが、計画排水放流接続桝の管低は既設地盤高より約－3.0mHとあります。切り回す予定の排水管の縦断図及び排水管底高等が解る資料はございますでしょうか。 また、隣接の2号館よりの排水は仮設排水が必要と考えて宜しいでしょうか。	ご質問の前段について、排水管縦断図等を、入札参加者に電子データ（CD-R）により配布します。 ご質問の後段について、ご理解のとおり、仮設排水が必要となります。詳細については、入札参加者の提案によるものとします。
12	施設の規模・構造等	6	2	5	1	2				「階数：地上9階、地下1階」とありますが、階数につきましては周辺環境に対する影響を踏まえた上での変更・提案は可能と考えて考えて宜しいでしょうか。（例、地上10階又は地下2階）	基本的にはご理解のとおりですが、地上階にあっては、日影規制（関係法令とともに、要求水準による（要求水準書9頁6）②）に、地下階にあっては、自然採光（関係法令とともに、要求水準による）に、それぞれ留意してく

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
											ださい。
13	歴史的景観に 配慮した外観 デザイン	8	2	6	1	2	②			1 F 北西面エントランスホール、風除部分外壁部分（下記図面丸部分）の壁面は復元範囲に含まれるでしょうか？ 	柱の割り付け等（壁面の延長部分）は、復元の範囲としますが、出入口の形態等は、入札参加者の提案によるものとします。
14	歴史的景観に 配慮した外観 デザイン	8	2	6	1	2	②			2 F 南面エントランスホールが壁部分（下記図面丸部分）の壁面は復元範囲に含まれるでしょうか？ 	柱の割り付け等（壁面の延長部分：赤丸印の下前面）は、復元の範囲としますが、出入口の形態等は、入札参加者の提案によるものとします。
15	高層部壁面	9	2	6	2	1				「高層部壁面は、いずれの面においても、低層部壁面より壁面線を後退させる。」とありますが、建物全体のデザイン計画におきまして高層部の外壁が部分的に後退しないデザインを提案させていただくことは可能でしょうか。（あくまでも外壁復元部部分以外の範囲です。）	「高層部壁面は、いずれの面においても、低層部壁面より壁面線を後退させる。」ことは、必須の条件です。 これは、復元部である低層部と新規部である高層部とをボリューム的に分割するためであり、当該壁面線後退が大きいほど好ましいものと考えています。
16	自動灌水設備	12	2	6	3	2	⑪	オ		自動灌水設備整備範囲は、8 F 上部屋根部分に降雨センサー、タイマー付の仕様で宜しいでしょうか。	自動灌水設備の範囲は、8 F 上部屋根部分にかぎらず、屋上やバルコニー（セットバック部分）を緑化する範囲とし、自動灌水の方式は、入札参加者の提案によるものとします。
17	安全対策（扉仕様）	12	2	6	3	2	⑭	イ		実験室出入口建具は有効開口幅 1.2 m 以上の引戸とあるが、【別表 1】にて、「10	ご理解のとおりです。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										7」「108」「116」～ 「118」「120」「121」 「125」～「127」 「129」「130」「135」 「1102」～「1107」 「1109」～「1113」はD1、D2、D3（全て開き戸）、 「503」「505」及び化生系の全実験室・ ドラフト実験室はD7（引き違い戸W1800）となっています。 【別表1】を正と考えてよろしいですか？	
18	外装について (窓)	12	2	6	3	3	①	ウ		復元する低層部開口部の開き方向や機能は事業者の提案でよろしいでしょうか？	低層部は、既存建物の意匠のみ再現することとし、窓等の開口部の開き方向や機能は、入札参加者の提案によるものとします。
19	植栽計画	13	2	6	3	6	①	イ		既存樹の枝払い及び部分伐根は、既存樹の伐採に該当しないと考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。ただし、「文京区並びに東京都環境局それぞれの緑化に関する基準を満たすものとする。」ことに留意してください。
20	植栽計画	13	2	6	3	6	①	イ		既存樹の枝払い及び部分伐根は、既存樹の伐採に該当しない場合、万が一既存樹が枯れた場合について、事業者は免責となると考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。ただし、既存樹の枯れが、明らかに事業者による枝払い及び部分伐根によるものである場合にあっては、事業者の責となる場合もあります。
21	設備仕様（搬入口）	14	2	6	5	1	①			「各階に搬入口を設ける」に関して大型機器の搬入に対しては、仮設工事が伴う程度と考えるよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、当該仮設工事が小規模なほど好ましいものと考えています。
22	設備の管理 (安田講堂守衛室へのルート)	14	2	6	5	2	①	ウ		重警報一括信号及び火災信号を工学部列品館及び安田講堂の守衛室へ移報するとあります。工学部列品館及び安田講堂の守衛室の場所及び配線ルートをご教示下さい。	工学部列品館及び安田講堂の守衛室の場所及び配線ルート等を、入札参加者に電子データ（CD-R）により配布します。 なお、安田講堂の守衛室は、防災管理システムによる監視であるため、既存の光ケーブルを使用することが可能です。 また、工学部列品館の守衛室は、消火設備の稼働状態等を表示するものであり、電話ケーブル等を新設する必要がある

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
											ります。
23	電灯設備（実験用コンセント）	15	2	6	5	3	①	ク		実験用電源はコンセントまでを本事業の範囲とし、と記載されていますが、資料14-1の工事区分表で実験電源は一次側供給（分電盤まで）が本工事となっています。実験装置用電源コンセントは別途と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
24	計量区分（計量の単位）	15	2	6	5	3	①	サ		計量区分単位について、「各室単位に計測・按分を行えるものとする。」と記載されていますが、研究室は実験室などと比較すると電気使用量が少ないため、電気使用量の計測は各室単位に細かく分けず、エリアごとに複数室単位での計測としてもよろしいでしょうか。	計量区分単位は、原則として、各室単位とし、集中型空調機等については、按分を行えるものとする。
25	計量区分（計量の単位）	15	2	6	5	3	①	サ		計量区分単位について、「各室単位に計測・按分を行えるものとする。」と記載されていますが、会議室や講義室は共用的に使用される部屋と考えられるため、電気使用量の計測は各室単位に細かく分けず、複数室単位での計測としてもよろしいでしょうか。	番号24への回答を参照してください。
26	計量区分（計量の単位）	15	2	6	5	3	①	サ		計量区分単位について、「空調用、照明用、コンセント用、衛生用、実験用など用途別に分けて計量する。」と記載されていますが、研究室は実験室などと比較すると電気使用量が少ないため、用途別に細かく分けずに計測してもよろしいでしょうか。	会議室、講義室、研究室等の一般居室は、用途別に分けての計量を不要とします。
27	計量区分（計量の単位）	15	2	6	5	3	①	サ		計量区分単位について、「空調用、照明用、コンセント用、衛生用、実験用など用途別に分けて計量する。」と記載されていますが、会議室や講義室は実験室などと比較すると電気使用量が少ないため、用途別に細かく分けずに計測してもよろしいでしょうか。	番号26への回答を参照してください。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										か。	
28	受変電設備 (既存改修)	16	2	6	5	3	③			工学部第2切替所の饋電盤の増改修の内容、既存電力監視設備のグラフィックパネル及び監視点数の増設、コンピュータ監視画面の更新内容に関してご教示下さい。(同上更新に伴う配線工事の内容もご教示下さい。)	現工学部3号館に供給している回路を、計画に合わせて増改修して使用するものとします。また、特高変電所で、切替所情報を監視していますので合わせて変更するものとします。
29	受変電設備 (既存改修)	16	2	6	5	3	③			受変電設備のスケルトンを提示願います。	番号28への回答を参照してください。また、【資料10】についても参照してください。
30	受変電設備	16	2	6	5	3	③			維持管理業務の責任分解点をご教示ねがいます。	本施設の受電点を責任分解点とします。ただし、電気主任技術者が指示した事項及び点検時など、必要に応じて関係部門との連絡・調整・確認についても、本事業の事業範囲とします。
31	静止形電源設備	16	2	6	5	3	④			静止型電源装置の機器仕様・容量をお示し下さい。(要求水準では受変電設備の制御電源と記載がありますが、非常用照明は電池内蔵型でしょうか。)	入札参加者の提案によるものとします。
32	構内交換設備	17	2	6	5	3	⑦			維持管理業務の責任分解点をご教示ねがいます。	システム全体(運用を含む)の維持管理業務は、本事業の事業範囲外とします。ただし、本事業で整備した範囲において不具合が生じた場合の対処等については、本事業の事業範囲とします。
33	構内交換設備 (通信能力)	17	2	6	5	3	⑦	ア		構内交換設備の既存電話交換機(NEC製APEX7600MMX)に本施設に必要な有線、PHS回線数分のパッケージ増設とデータの設定を本工事に含むとあります。必要回線数をご教示下さい。また、パッケージは増設可能、データ設定は今回増設分のみと考えて宜しいでしょうか。	ご質問の前段について、有線回線数はモジュージャックと同数とし、PHSは建物形状や間仕切りなどにより変わるため、入札参加者の提案によるものとします。質問の後段について、ご理解のとおりです。
34	構内情報配管設備	17	2	6	5	3	⑧	ア		維持管理業務の責任分解点をご教示ねがいます。	システム全体(運用を含む)の維持管理業務は、本事業の事業範囲外とします。ただし、本事業で整備した範囲に

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
											において不具合が生じた場合の 対処等については、本事業の 事業範囲とします。
35	警報設備	18	2	6	5	3	⑩			工学部列品館、安田講堂の守 衛室それぞれについて、維持 管理業務の責任分解点をご教 示ねがいます。	システム全体（監視等の運用 を含む）の維持管理業務は、 本事業の事業範囲外としま す。ただし、本事業で整備し た範囲において不具合が生じ た場合の対処等については、 本事業の事業範囲とします。
36	火災報知設備 （既存防災監 視システム）	18	2	6	5	3	⑫			火災報知設備にて安田講堂の 監視室に表示するとありますが、既存防災監視盤（富士電 機製）の改修内容をご教示下 さい。（既存防災盤の場所や 配線ルート等もお願いします。）	「富士電機製」を「富士電機 システムズ（株）製」に修正 します。各防災センターにあ る防災監視盤に、本施設に関 係する配置図や平面図を入 力・設定・調整し、必要な情 報の表示を行なうものとしま す。なお、配線は、本事業で 撤去しないのであれば、既存 の光ケーブルを使用すること が可能です。ただし、光ケー ブルの中間接続は行わないも のとしします。
37	火災報知設備	18	2	6	5	3	⑫			維持管理業務の責任分解点 をご教示ねがいます。	システム全体（監視等の運用 を含む）の維持管理業務は、 本事業の事業範囲外としま す。ただし、本事業で整備し た範囲の維持管理業務（法令 点検、関連する安田講堂及び 工学部列品館との連絡調整 等）については、本事業の事 業範囲とします。
38	構内配電線路 設備	19	2	6	5	3	⑬	ア		既存本部棟切替所から既存受 変電設備棟間の特高ケーブル 引換え、ＣＴ等取替えや電力 監視装置等必要な改修を行 うと記載されていますが、下 記の不明点があります。 ① 6 6 K V ケーブルのルート をご教示下さい。 ② ＣＴ交換や電力監視装置 の改修等詳細内容をご教示 下さい。 ③ 特高変電所の改修となり ますので既存のメーカーを ご教示下さい。 ④ 停電工事に対する仮設工 事が必要な場合、仮設の計 画、	「本部棟切替所」を「本部棟 開閉所」に修正します。 ①について、【資料１０】を 参照してください。また、6 6 K V ケーブルルート等を、 入札参加者に電子データ（Ｃ Ｄ－Ｒ）により配布します。 なお、6 6 K V ケーブルの中 間接続は行わないものとしま す。 ②について、入札参加者の提 案によるものとし、詳細につ いては、大学の電気主任技術 者との協議が必要になります。 ③について、日立製作所製で

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										範囲、容量をご教示下さい。	す。 ④について、2系統あり、1系統毎の改修、受電切り替えを行なう想定のため、停電は予定していません。
39	構内配電線路設備	19	2	6	5	3	⑩	ア		既存本部棟66kV切替所からケーブルを敷設するとの記載がありますが、既存本部棟66kV切替所の位置が分かる資料をご提示戴けますでしょうか。	66KVケーブルルート等を、入札参加者に電子データ(CD-R)により配布します。
40	構内配電線路設備	19	2	6	5	3	⑩	ア		本設備について、維持管理業務は業務対象外という理解で宜しいでしょうか。違う場合は、責任分解点をご教示ねがいます。	ご理解のとおり、当該維持管理業務は、本事業の事業範囲外とします。
41	構内通信線路設備	19	2	6	5	3	⑪	ア		維持管理業務の責任分解点をご教示ねがいます。	システム全体の維持管理業務は、本事業の事業範囲外とします。ただし、本事業で整備した範囲において不具合が生じた場合の対処等については、本事業の事業範囲とします。
42	機械設備（一般事項）	20	2	6	5	4	①	イ		“二重床内に設備スペースを確保できない場合は、床面に設備埋め込みボックスを適宜設け”との記載がありますが、給水、都市ガスについては天井からの供給計画とした場合は床からの供給は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	機械設備（一般事項）	20	2	6	5	4	①	イ		“二重床内に設備スペースを確保できない場合は、床面に設備埋め込みボックスを適宜設け”との記載がありますが、ボックスの設置は床面積50m ² 毎に1個と考えてよろしいでしょうか。	50m ² 毎に4箇所程度とするとともに、床上転がし配管が室内作業通路を横切らないように計画してください。
44	空調設備	20	2	6	5	4	②	ウ		「空調方式の計画に当たっては、本施設の基本理念や諸条件に則り、各室単位で、任意に温度等の設定及び冷暖房の切替えが可能な方式を選定する。」とありますが、特別な部屋（サーバ室、冷房負荷の大きい実験室等）を除き、一般の教員室、研究室、実験室において、外壁面方位などが	要求水準書のとおりとします。各室単位で任意に温度等の設定及び冷暖房の切替えが可能な方式を要求しています。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										同じ条件の隣室同士で、同時に冷房要求・暖房要求が混在することが日常的に発生するとの考えで、各室単位で任意に温度等の設定及び冷暖房の切替えが可能な方式を選定することを要求されているのでしょうか。 本当に全館各室単位で冷暖房の切替えが必要でしょうか。 ご教示ください。	
45	ドラフトチャンバー換気	21	2	6	5	4	③	イ	h	「ドラフトチャンバー換気は室単位で1～2系統にまとめ、系統単位で発停するもの」とするとありますが、整備範囲外工事で計画されている1系統の最大排気風量についてご教示下さい。	【別表3】等により判断してください。
46	ドラフトチャンバー換気	21	2	6	5	4	③	イ	h	スクラパー別途工事は、アンモニア排気ダクトのみ設置とお考えでしょうか。その他は大気開放でお考えでしょうか。また、排気ダクトは屋上迄の立ち上げのみとし、スクラパー設備別途とは、屋上の横引きダクト、ヘッダー、インバーターファン、スクラパー本体と理解して宜しいでしょうか。	スクラパー（本体別途）については、各系統に設置が可能な構造とし、スクラパーが設置されることを前提とした排気ダクト（屋上含む）、排気ファン制御等は、本事業の事業範囲です。なお、【資料14-2】を参照してください。
47	監視設備	21	2	6	5	4	⑤	イ		工学部列品館、安田講堂の守衛室までの警報移報用の配線を行うための配管経路はあり、道路、列品館、安田講堂内での改修工事はないと考えてよろしいでしょうか。	安田講堂までの配線及び内部の改修作業は必要ないものとし、データ等を入力・設定・調整し、必要な情報の表示を行なうものとします。 工学部列品館までの配線及び内部の新設部分は、本事業の事業範囲です。これにともなう、電話ケーブル等を新設する必要がありますが、最寄りの共同溝の使用は可能です。 なお、警報表示システム図等を、入札参加者に電子データ（CD-R）により配布します。
48	監視設備	21	2	6	5	4	⑤	イ		重警報の移報は既存3号館の表示があり、配線を接続工事のみと考えてよろしいでしょ	既設盤を再利用することも可能ですが、消火設備が増える場合は、表示窓等の増設が必

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										うか。	要となります。
49	自動制御設備、監視設備	21	2	6	5	4	⑤	イ		工学部列品館、安田講堂の守衛室それぞれについて、維持管理業務の責任分解点をご教示ねがいます。	工学部列品館、安田講堂の守衛室における業務（監視等の運用を含む）は、維持管理業務の範囲外とします。ただし、本事業で整備した範囲の維持管理業務（関連する安田講堂及び工学部列品館との連絡調整等）については、本事業の事業範囲とします。
50	衛生器具の形式	22	2	6	5	4	⑥	ア	f	洗眼器付緊急シャワーは薬品及び特殊ガス使用の実験室の出入り口から20m以内の廊下に設置で、他の普通の実験室系統は不要と考えて宜しいでしょうか。	すべての実験室を対象とします。
51	衛生器具の形式	22	2	6	5	4	⑥	ア	f	緊急シャワーの排水に関しては、緊急時対応と考えて排水設備は整備しない事として宜しいでしょうか？	排水口を設置するものとし、排水口の形状は、入札参加者の提案によるものとします。
52	給水方式	22	2	6	5	4	⑦	イ	a	既存施設の敷設部分における井水、都水の水圧をご教示下さい。	井水用揚水ポンプ（2号館地階）は、200L/min×0.392MPa 都水は、東京都水道局送水圧による（概ね0.2MPa～0.3MPa）。
53	給水方式	22	2	6	5	4	⑦	イ	a	前回質問回答141番にて井水を優先的に使用するとありますが、井水の揚水制限はありますでしょうか。利用可能水量が決まっていたらご教示ください。	井水利用可能水量は、現工学部3号館の使用水量を基準として判断するものとします。現工学部3号館における実績を、入札参加者に電子データ（CD-R）により配布します。
54	給水方式	22	2	6	5	4	⑦	イ	e	2号館にある既設井水ポンプまでの配線を行うための配管経路はあり、2号館内の改修工事はないと考えてよろしいでしょうか。	配管経路は、既設を利用できます。なお、既設ポンプの利用及び発停方式であれば、改修についても不要となります。
55	給水方式	22	2	6	5	4	⑦	イ	e	2号館での既設井水ポンプの発停用配線工事は既存動力盤への配線接続工事のみと考えてよろしいでしょうか。	番号54への回答を参照してください。
56	給水方式	22	2	6	5	4	⑦	イ	e	維持管理業務の責任分解点をご教示ねがいます。	システム全体の維持管理業務は、本事業の事業範囲外とします。ただし、本事業で整備した範囲において不具合が生

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
											じた場合の対処等については、本事業の事業範囲とします。
57	特殊ガス設備	23	2	6	5	4	⑫	イ		特殊ガス設備の緊急排気等の対策を講ずるとありますが、アンモニアを使用する部屋のみ緊急排気を見込みますか。	特殊ガスを利用するすべての部屋を対象とします。
58	特殊ガス設備	23	2	6	5	4	⑫	イ		可燃系と支燃系のガスが混在する室は2系統の排気を見込みますか。	緊急排気については、同時漏洩を想定していないため、2系統は不要とします。
59	特殊ガス設備	23	2	6	5	4	⑫	ウ		ガス検知器は酸素濃度計を別表4の特ガスを使用する部屋のみに設置するものと考え、それ以外の不活性、支燃性、可燃性ガスの各種ガスセンサーは、別途工事（特殊ガス設備工事）とし、警報盤の表示は本工事として宜しいですか。	各種ガスセンサーの設置は、すべて本事業の事業範囲外とします。ただし、特殊ガスを使用する部屋の接続端子、端子からの配管配線及び警報盤による表示は、本事業の事業範囲とします。
60	実験用冷却水設備	23	2	6	5	4	⑬			実験用冷却水設備について、「冷却塔、冷却水ポンプ及び配管は整備範囲外とする。」とあり、設備保守管理業務の要求水準にも記述がないことから、設備保守管理業務の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	実験用冷却水設備	23	2	6	5	4	⑬	ア		前回質疑回答144番にて、「実験用冷却設備の冷却塔、冷却水ポンプ及び配管は、本事業の範囲外です。」とあり、質疑回答208番にて「【別表2】を正とします。」とあります。144番の回答を正として宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、実験用冷却設備の冷却塔、冷却水ポンプ及び配管は、本事業の事業範囲外とします。ただし、配管ルートの確保については、本事業の事業範囲とします。
62	埋蔵文化財調査	26	2	8	3					新築床付けまで埋設文化財調査を実施すると有りますが、調査を実施する上で山留壁等の設置が必要になります。埋設文化財調査の為の山留工事は、新築工事確認申請の認可前に施工できると考えて宜しいでしょうか	埋蔵文化財調査に必要な仮設・土工事については、本施設の着工にはあたらないものと理解しています。
63	埋蔵文化財調査	26	2	8	3					山留壁の施工にあたっては、試掘する事無く施工を行っても良いと考えて宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
64	解体撤去に関する工事	27	2	8	4	3				北、西及び東側の既存擁壁の構造、仕様がわかる図面等をご教示願います。	北、西及び東側の既存擁壁の構造、仕様がわかる図面等を、入札参加者に電子データ（ＣＤ－Ｒ）により配布します。
65	解体撤去に関する工事	27	2	8	4	3				敷地北側の既設水槽及びポンプ室について、参考平面図において新設建屋に干渉しており、既設ポンプ室、水槽の解体及び移設（新設）、不要配管・配線類の撤去、都水配管、消火配管、電源等の移設盛り替え等の措置が必要と考えられますが、これらの解体及び移設（新設）に関しては、本事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか	電源の移設のみ大学による別途工事とし、その他については、本事業の事業範囲とします。
66	解体撤去に関する工事	27	2	8	4	3				敷地北側の既存水槽及びポンプ施設等（配管・配線含む）の構造、仕様、配管、配線の系統図等をご教示願います。（本事業範囲外だとしても、建築計画、工事計画上必要です。）	敷地北側の既存水槽及びポンプ施設等（配管・配線含む）の構造、仕様、配管、配線の系統図等を、入札参加者に電子データ（ＣＤ－Ｒ）により配布します。
67	解体に関する各種申請等	27	2	8	4	4				解体に伴う滅失登記手続きは不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	特殊ガス設備の保守管理	33	3	4	2	3				設備保守管理業務の要求水準には、特殊ガス設備について記載されておりません。実験室に設置される設備であることから、設備保守管理の対象外で、大学側で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	動力設備、受変電設備、自家発電設備	33	3	4	2	3	②			自家用電気工作物保安規定に定める点検で、管理区分以降の点検が本事業の対象という理解で宜しいでしょうか。	本事業で整備した範囲については、本事業の事業範囲とします。
70	植栽維持管理業務	37	6	3	4					繁茂しすぎないように適宜選定、刈込みを行うとありますが、御大学において想定されています具体的な頻度等ございましたらご教示ください。	大学においては、見苦しくなるころあいを見はからって実施しています（年１回程度）。
71	附帯事業	40	4	1						附帯事業の店舗看板について、外部からも見える位置に設置することでより利便性の	ご理解のとおりですが、美観等については、十分に配慮するものとします。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
										高い運営が可能と考えますが、外部から見える位置に看板を設置することは可能と考えて宜しいでしょうか。	

要求水準書（別表・資料）に関する質問回答

番号	質問項目	資料 番号	〇〇 枚目	上 中 下 段	-	-	-	-	-	質 問	回 答
72	各室（エリア）の要求水準（表記内容の説明）	別表 1								床仕上げ、F1（ビニール床シート）で、耐酸性に配慮する室はありますでしょうか？ ある場合はご教示ください。	耐酸性に配慮する室はありません。
73	各室（エリア）の要求水準（表記内容の説明）	別表 1								【別表1】の電源設備の照明コンセント用、実験用のm2負荷容量と【別表3】の1台あたりの電力（W）（VA）容量の関係について、【別表1】のm2容量は、凡例では目標値とのことですが、その室として最低限確保すると判断して宜しいでしょうか？又は【別表3】の負荷容量を優先してよろしいでしょうか？	【別表1】と【別表3】の双方の条件を満たす負荷容量を確保してください。
74	各室（エリア）の要求水準（その他の設備）	別表 1								その他の設備「換気フード及び排気フード」の記載ある室のフード換気量、並びに材質についてご教示下さい。なお、フードに接続する排気ダクトは亜鉛鍍鉄板製と考えて宜しいでしょうか。	ご質問の前段について、換気フードの換気量は、記載のサイズから、労働基準監督署の基準を満足する風速により算出してください。 ご質問の後段について、排気ダクトの材質は要求水準（本文）のとおりとしますが、具体的には、入札参加者の提案によるものとします。
75	各室（エリア）の要求水準（全WC）	別表 1	1	上						全WCにおける（j）室内環境3室内の温湿度環境欄に「一般」とありますが、一般的な換気のみで、温湿度は成り行きと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	各室（エリア）の要求水準（全廊下）	別表 1	1	上						全廊下における（j）室内環境3室内の温湿度環境欄に「一般」とありますが、一般的な換気のみで、温湿度は成り行きと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ドラフト排気分の給気を廊下経由で外気処理して実験室内へ供給する場合には、この限りではありません。
77	各室（エリア）の要求水準（WC、廊下、階段室）	別表 1	1	上						WC、廊下、階段室の（j）室内の温湿度環境が一般となっていますが、結露等の問題が発生しない換気システム等対応している場合、空調設備までは設置しなくても良いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、エントランスホール及びエコラウンジについては「一般」（空調設備を設置）とします。

番号	質問項目	資料 番号	00 枚目	上中 下段	-	-	-	-	質 問	回 答
78	各室（エリア）の要求水準（全階段室）	別表 1	1	中					全階段室における（j）室内環境3室内の温湿度環境欄に「一般」とありますが、一般的な換気のみで、温湿度は成り行きと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	各室（エリア）の要求水準（全倉庫・コピー室）	別表 1	1	中					全倉庫・コピー室における（j）室内環境3室内の温湿度環境欄に「一般」とありますが、一般的な換気のみで、温湿度は成り行きと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	各室（エリア）の要求水準（全給湯室）	別表 1	1	中					全給湯室における（j）室内環境3室内の温湿度環境欄に「一般」とありますが、一般的な換気のみで、温湿度は成り行きと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	各室（エリア）の要求水準（1～9 N W E P S）	別表 1	1	下					1～9 N W E P S における（j）室内環境3室内の温湿度環境欄に「一般」とありますが、温湿度は成り行きと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、N W E P S 内に設置するネットワーク機器からの発熱への対応は必要とします。
82	各室（エリア）の要求水準（1～2 風除室）	別表 1	1	下					1～2 風除室における（j）室内環境3室内の温湿度環境欄に「一般」とありますが、温湿度は成り行きと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	各室（エリア）の要求水準（危険物倉庫）	別表 1	1	下					B 1 危険物倉庫における（j）室内環境3室内の温湿度環境欄に「一般」とありますが、一般的な換気のみで、温湿度は成り行きと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、防爆仕様とします。
84	各室（エリア）の要求水準（9 ボンベ庫）	別表 1	2	上					9 ボンベ庫における（j）室内環境3室内の温湿度環境欄に「一般」とありますが、一般的な換気のみで、温湿度は成り行きと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、防爆仕様とします。
85	各室（エリア）の要求水準（5 0 3）	別表 1	2	下					室内環境の“除湿”とはドラフトチャンバーの導入外気を空調処理することと解釈してよろしいでしょうか。（③，18，20，21，23，26 枚目も同様です。）	ご理解のとおりです。

番号	質問項目	資料 番号	〇〇 枚目	上 中 下	-	-	-	-	-	質 問	回 答
86	各室（エリア）の要求水準（ドラフトチャンバー）	別表 1	5 7 17							【別表1】p5・7・17のi 特殊設備等欄の※の意味を御教示ください。	ドラフトチャンバ設備を設置とすることを意味します。
87	各室（エリア）の要求水準（626）	別表 1	21							【別表2】p21、部屋番号626j「室内環境」欄、「22℃±2℃低湿度」とは、恒温恒湿条件を想定していますか？ また、低湿度の目標値がございましたら御教示ください。	低湿度範囲で22℃±2℃を満足すれば良いものとし、具体的な湿度条件はありません（恒温恒湿でなく、低湿度範囲での恒温）。
88	各室（エリア）の特殊条件（113, 121, 124）	別表 2								【別表1】床仕上げで、※印は【別表2】によるとあるが、「113」「121」「122」「124」については【別表2】に特に記述がありません。改めてご指示をお願いします。	113、122、124はF2とし、121はF1とします。 また、120、125はF2をF1に変更します。
89	各室（エリア）の特殊条件	別表 2	1 2							エントランスホール、展示スペース、廊下、エコラウンジにピクチャーレールの記載がございますが、フックハンガーやワイヤーは必要でしょうか？必要な場合、数量をご教示ください。	必要ありません。
90	各室（エリア）の特殊条件（危険物倉庫）	別表 2	2	下						危険物倉庫特殊条件欄の危険物の種類及び数量の表の、各数量の意味をご教示ください。	数値左より、「数量」、「倍数」、「指定数量」を示します。
91	各室（エリア）の特殊条件（120）	別表 2	15							【別表2】p15、部屋番号120 ・必要な設備5に実験用直流100V60A×28回路とありますが、この直流電源は【別表3】p12、部屋番号120の機器番号103直流電源装置から供給すると考えて宜しいでしょうか？その場合、60A×28回路の分岐盤は本工事と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
92	各室（エリア）の特殊条件（121）	別表 2	17	上						【別表2】p15、部屋番号121 ・必要な配電設備に実験用直流100V60A×3回路とありますが、この直流電源が	部屋番号120の機器番号103直流電源装置から供給するものとし、部屋番号120から部屋番号121までの配管配線及び部屋番号121の

番号	質問項目	資料 番号	〇〇 枚目	上中 下段	-	-	-	-	-	質 問	回 答
										【別表３】にありません。部屋番号１２０と同様に実験装置として設けることで宜しいでしょうか？	分岐盤の設置は、本事業の事業範囲とします。
93	各室（エリア）の特殊条件（１２５，１２６）	別表 ２	18 19							１２５，１２６実験室特殊条件欄に「特殊設備：排気用ダクトおよびファン」とあり、事業者が整備すべき備品等の欄に「排気フード用ダクト」とあります。 ファンは別途工事と考えてよろしいですか。また、排気フード用ダクトの排気場所は、１２５、１２６実験室外壁と考えてよろしいですか。	ご質問の前段について、フード及びファンの設置は本事業の事業範囲外とし、実験用排気設備に必要なダクトは本事業の事業範囲とします。 ご質問の後段について、実験用排気装置の排気場所はすべて屋上とします。
94	各室（エリア）の特殊条件（１２６）	別表 ２	19	上						【別表２】p 19、部屋番号１２６で、片開き戸を「１２６実験室との間および１１８実験室との間に一箇所ずつ」とあるが、この記述は部屋番号１２５の実験室のものではないでしょうか？	部屋番号１２５については、扉D 1を、部屋番号１２６及び１１８との間に設置するものとします。 部屋番号１２６については、扉D 1を、部屋番号１２５及び１２７（追加）との間に設置するものとします。
95	各室（エリア）の特殊条件（１２７）	別表 ２	19	下						【別表２】p 19、部屋番号１２７ ・必要な配電設備に実験用直流④１００Ｖ６０Ａ×３回路とありますが、この直流電源が【別表３】にありません。部屋番号１２０と同様に実験装置として設けることで宜しいでしょうか？	部屋番号１２０の機器番号１０３直流電源装置から供給するものとし、部屋番号１２０から部屋番号１２７までの配管配線及び部屋番号１２７の分岐盤の設置は、本事業の事業範囲とします。
96	各室（エリア）の特殊条件（１２９）	別表 ２	20							１２９ 実験室特殊条件欄に「換気用フードを設置する」とあり、事業者が整備すべき備品等の欄に「排気フード用ダクト」とあります。 換気用フード、ファンは別途工事と考えてよろしいですか。また、排気フード用ダクトの排気場所は、１２９実験室外壁と考えてよろしいですか。	ご質問の前段について、フード及びファンの設置は本事業の事業範囲外とし、実験用排気設備に必要なダクトは本事業の事業範囲とします。 ご質問の後段について、実験用排気装置の排気場所はすべて屋上とします。
97	各室（エリア）の特殊条件（１２９）	別表 ２	20							１２９実験室特殊条件欄に「器具洗いのため給湯を設ける」とあり、事業者が整備す	ご理解のとおりです。

番号	質問項目	資料 番号	〇〇 枚目	上中 下段	-	-	-	-	-	質 問	回 答
										べき備品等の欄に「給湯用電源」とあります。また、別表1の5枚目h給排水衛生設備5給湯設備の欄に○印がありません。電気給湯器は別途工事と考えてよろしいですか。	
98	各室（エリア）の特殊条件（129）	別表2	20							特殊条件に、「半田付けスペースには換気用のフードを設置する」とあり、「圧縮空気が必要」との記載がありますが、事業者が整備する備品等の欄には「排気フード用ダクト」の記載があります。フード及び圧縮空気は本事業の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	フード及び圧縮空気装置の設置は本事業の事業範囲外とし、実験用排気設備に必要なダクトは本事業の事業範囲とします。
99	各室（エリア）の特殊条件（130）	別表2	21							130実験室事業者が整備すべき備品等の欄に「冷却水設備配管」とあります。この冷却水設備配管の工事範囲は130実験室内のみと考えてよろしいですか。また、冷却水配管口径と配管距離の提示をお願いいたします。	実験用冷却設備の冷却塔、冷却水ポンプ及び配管は、本事業の事業範囲外とします。ただし、配管ルートの確保については、本事業の事業範囲とします。
100	各室（エリア）の特殊条件（130）	別表2	21							部屋番号130実験室で簡易クリーン設備と有りますが、HEPAフィルター付の空冷ヒートポンプパッケージを設置することとし、クリーン等級について規定は無いものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	各室（エリア）の特殊条件（135）	別表2	22							【別表2】p22、部屋番号135 ・必要な配電設備に実験用直流100V60A×2回路とありますが、この直流電源が【別表3】にありません。部屋番号120と同様に実験装置として設けることで宜しいでしょうか？	部屋番号120の機器番号103直流電源装置から供給するものとし、部屋番号120から部屋番号135までの配管配線及び部屋番号135の分岐盤の設置は、本事業の事業範囲とします。
102	各室（エリア）の特殊条件（1102～1104）	別表2	23	上						1102～1104実験室特殊条件欄に「装置冷却のため、冷却水設備を設ける（別途工事）」とあり、事業者が整備すべき備品等の欄に「冷却水設備配管」とあります。	実験用冷却設備の冷却塔、冷却水ポンプ及び配管は、本事業の事業範囲外とします。ただし、配管ルートの確保については、本事業の事業範囲とします。

番号	質問項目	資料 番号	〇〇 枚目	上中 下段	-	-	-	-	質 問	回 答
									かつ1回目の質問回答208にて、「別表2を正とします」と回答がなされています。 この冷却水設備配管の工事範囲は1102～1104実験室内のみと考えてよろしいですか。また、冷却水配管口径と配管距離の提示をお願いいたします。	
103	各室（エリア）の特殊条件（1102～1104）	別表2	23	上					1102～1104実験室事業者が整備すべき備品等の欄に「排気フード用ダクト」とあります。また、別表1の6枚目j特殊設備等2その他設備の欄に「換気フード」とあります。 換気用フード、ファンは別途工事と考えてよろしいですか。また、排気フード用ダクトの排気場所は、1102～1104実験室直近の外壁と考えてよろしいですか。	ご質問の前段について、フード及びファンの設置は本事業の事業範囲外とし、実験用排気設備に必要なダクトは本事業の事業範囲とします。 ご質問の後段について、実験用排気装置の排気場所はすべて屋上とします。
104	各室（エリア）の特殊条件（1113）	別表2	30						1113実験室特殊条件欄に「強力な換気が必要」とあり、事業者が整備すべき備品等の欄に「排気用ダクト」とあります。また、別表1の6枚目j特殊設備等2その他設備の欄に「換気フード」とあります。 換気用フード、ファンは別途工事と考えてよろしいですか。また、排気フード用ダクトの排気場所は、1113実験室直近の外壁と考えてよろしいですか。換気風量の提示をお願いいたします。	ご質問の前段について、フード及びファンの設置は本事業の事業範囲外とし、実験用排気設備に必要なダクトは本事業の事業範囲とします。 ご質問の後段について、実験用排気装置の排気場所はすべて屋上とします。
105	各室（エリア）の特殊条件（1113）	別表2	30						1113実験室事業者が整備すべき備品等の欄に「冷却水設備配管」とあります。この冷却水設備配管の工事範囲は1113実験室内のみと考えてよろしいですか。また、冷却水配管口径と配管距離の提示をお願いいたします。	実験用冷却設備の冷却塔、冷却水ポンプ及び配管は、本事業の事業範囲外とします。ただし、配管ルートの確保については、本事業の事業範囲とします。
106	各室（エリア）	別表	31						132情報交流スペース特殊	シーリングファンの設置は、

番号	質問項目	資料 番号	〇〇 枚目	上中 下段	-	-	-	-	質 問	回 答
	ア) の特殊条件 (132)	2							条件欄に「シーリングファンを設置する」とあり、事業者が整備すべき備品等の欄に記述がありません。シーリングファンは別途工事と考えてよろしいですか。	空調効率を向上させようとの意図から記載したものであり、入札参加者による空調効率を向上させる提案を期待するものです。したがって、シーリングファンを設置するしないについては、入札参加者の判断によるものとし、シーリングファンを設置する場合は、本事業の事業範囲とします。
107	各室（エリア）の特殊条件 (132)	別表 2	31						特殊条件に給湯設備の記載がありますが、洗い物用の給湯設備で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、給湯設備の設置は、本事業の事業範囲外です。
108	各室（エリア）の特殊条件 (535)	別表 2	43	下					部屋番号535の特殊条件で、冷却水設備と超純水設備が必須とありますが、本事業の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	実験用冷却設備の冷却塔、冷却水ポンプ及び配管並びに超純水設備は、本事業の事業範囲外とします。ただし、配管ルートの確保については、本事業の事業範囲とします。
109	各室（エリア）の特殊条件 (536)	別表 2	44						536Eドラフト実験室特殊条件欄に「高精度分析のため超純水設備を必須とする。」とあり、事業者が整備すべき備品等の欄に記述がありません。超純水設備は別途工事と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
110	各室（エリア）の特殊条件 (620)	別表 2	52	上					132情報交流スペース特殊条件欄に「シーリングファンを設置する」とあり、事業者が整備すべき備品等の欄に記述がありません。シーリングファンは別途工事と考えてよろしいですか。	シーリングファンの設置は、空調効率を向上させようとの意図から記載したものであり、入札参加者による空調効率を向上させる提案を期待するものです。したがって、シーリングファンを設置するしないについては、入札参加者の判断によるものとし、シーリングファンを設置する場合は、本事業の事業範囲とします。
111	機器・備品表 (607)	別表 3	39	下					有機系排ガスを扱うドラフトチャンバーは、6階607ドラフト実験室のみで他は酸・アルカリ系排ガスを扱うと考えて宜しいでしょうか。	現段階ではご理解のとおりですが、将来にわたって変更があるものとします。
112	参考平面図	資料							資料17-3平面図 (222)	ご質問の「点線」は、「事業

番号	質問項目	資料 番号	〇〇 枚目	上 下段	-	-	-	-	-	質 問	回 答
	(222)	17-3								教育推進プラザ・人材育成プラザ)の室中央の点線は何をお示しでしょうか？別表2「事業者が整備する備品等」には特に記載がございません。	者が整備する備品等」ではありません。無視してください。
113	参考平面図 (213, 230, 231)	資料 17-3								参考平面図で福利厚生施設が2階となっておりますが、台車等を使用し食材・材料・商品等を搬入する際には、1階弥生門側よりEVで2階に上がり共用部を通る経路という想定で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	参考平面図 (307)	資料 17-4								資料17-4平面図(307大会議室)の室中央の点線は何をお示しでしょうか？別表2「事業者が整備する備品等」には特に記載がございません。	別表1(i)特殊設備等欄における「可動式パーテーション」を示します。なお、パーテーションは、人の声が漏れない程度の遮音性能とします。

基本協定書（案）に関する質問回答

番号	質問項目	頁	条	項	号	別紙 番号	-	-	-	質 問	回 答
115	有効期間について									基本協定書の有効期間に関する規定が特段ございませんが、本件事業の実施期間が満了し事業契約が失効した場合には、基本協定書も失効するという理解でよろしいでしょうか。その場合、例えば、「本基本協定は、事業契約締結後も事業契約が継続している間は効力を有し、甲及び乙を拘束するものとする。」といったような条項を追加して頂けないでしょうか。	ご質問の前段について、ご理解のとおりです。 ご質問の後段について、原案のとおりとします。
116	業務の委託、請負	2	5	2						第1回目の質問回答にて、事業契約までに契約書若しくはこれに替わる覚書等が必要との回答がありましたが、金融機関等を含めた契約書ドラフト作成には数ヶ月間を要するため、実質的に難しいと考えますが、条文を見直しいただけないでしょうか。	原案のとおりとします。契約書の提出が困難な場合は、これに替わる覚書等を提出してください。覚書等の内容は、構成員や協力会社と委託又は請負契約等を締結することが明らかとなる内容であればよいものとします。番号117への回答も参照してください。
117	業務の委託、請負	2	5	2						前回質問番号252への回答において、「契約書若しくはこれに替わる覚書等が必要となります。」とありますが、この趣旨は「委託・請負業者が確定している必要」があるためということです。たとえば本件施設の設計、建設工事、維持管理、運営及び附帯事業を受託する又は請け負う各社から、大学に対して、自らが受託する又は請け負う業務について事業予定者との間で業務委託契約又は請負契約を締結する旨規定した誓約書等を提出させることでもよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。

事業契約書（案）に関する質問回答

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	－	質 問	回 答
118	事業日程	6	2		4					前回質問番号２６０への回答における「想定範囲」とは２月末日までに締結できなかった場合もそれは「想定範囲を超える」場合に該当するというご認識でしょうか。また、その他、事業日程を遵守するための前提となる条件がありましたらご提示ください。	ご質問の前段について、平成２２年２月末日までに事業契約を締結できなかった場合であっても、原則として別紙１の日程にしたがうものとします。 ご質問の後段について、入札説明書等に関する質問回答（第１回目）番号２６０への回答のとおり、平成２２年２月末日までに事業契約の締結に至らなかっただけでなく、想定範囲を超える遅延が生じた場合に限り、合理的な範囲で日程の変更を行うものとします。
119	本件事業の概要	6	2		5	4				「本契約、入札説明書等、要求水準書及び応募者提案の規定に矛盾、齟齬がある場合、本契約、入札説明書等、要求水準書、応募者提案の順にその解釈が優先するものとする。」とありますが、入札説明書等に対する質問回答は本契約に優先するという理解でよろしいでしょうか。その場合、その旨を本契約に追記していただけないでしょうか。	入札説明書等には、入札説明書だけでなく入札説明書に関する質問回答も含まれます（事業契約書（案）第１条第１項（２７））。また、要求水準書には、要求水準だけでなく要求水準に関する質問回答も含まれます（事業契約書（案）第１条第１項（３５））。なお、事業契約書（案）に関する質問回答は、事業契約書に反映させます。よって、本契約の解釈が、入札説明書等、要求水準書に優先するものとし、原案のとおりとします。
120	建設に伴う各種調査	12	4	2	22	5				前回質問番号２６８への回答において、既存建物の基礎は「通常予期し得ない地中障害物」にはあたらないとしていますが、既存建物の基礎が、大学が入札参加者に提示している資料等とは異なるものであった場合、それによって発生する追加費用は大学が負担し、また、第３２条第２項に基づき工期が変更されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	-	質 問	回 答
121	解体工事に伴う事前調査	17	5		42	5				前回質問回答290への回答において、「既存建物の基礎については、予期しうるものです」としていますが、既存建物の基礎が、入札説明書等に明示されていた事実と異なるものであった場合、それによって発生する追加費用は大学が負担し、また、第32条第2項に基づき工期が変更されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	本件施設の修繕	23	6	2	66	3				BOT部分の入居者の責めによる施設の損傷の費用負担について、9/1の質問回答No.298に「BOT方式部分については、本件施設の所有者である事業者がその責任と費用で修補するのが原則です。その上で事業者において第三者に対し損害賠償を請求することになります。」とありますが、BOT部分のうちレンタルラボ及び附帯事業部分以外の部分については、大学が直接修補費用等を負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	BOT部分のうちレンタルラボ部分及び附帯事業部分以外の部分について、賃借人である大学の故意又は過失によって必要となった修繕に要する費用については、合理的な範囲で大学が必要になった修繕に要する費用を負担することとします（別紙10第5条）。しかし、大学に故意又は過失が認められない場合は、原案のとおり協議によるものとします。
123	本件施設の修繕	23	6	2	66	3				レンタルラボ部分については、事業者が提案する「貸室賃貸借契約」の契約当事者は賃借人とのご回答があり（9/1質問回答No.379、380）、大学と事業者が締結する別紙12「レンタルラボ運営業務委託契約」第7条2項に事業者から賃借人が徴収する敷金、保証金、預かり金等は、大学の指定する預金口座に送金して支払うものとする」とあり、大学の方で預かることとなっているため、事業者において第三者に対して損害賠償を直接請求（敷金・保証金との相殺等を含む）することはできません。事業者が提案する「貸室賃貸借契	事業者においては、大学（賃借人）に生じた損害の賠償請求権を直接請求する権限がないことはご指摘のとおりです。 ただし、本物件の管理に必要な諸経費はすべて事業者の負担となっており（別紙12第9条）、第三者により本物件の修補等が必要な損害が生じた場合も、第一次的には、事業者の負担により建物の修繕等の必要な行為を行うこととなります。 ただし、事業者は、大学に対して、事業者において特別な費用・経費を要した場合にあたるものとして、別途費用を請求することができます（別

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	-	質 問	回 答
										約」のその内容において、損害賠償規定のほか十分な敷金・保証金水準等入居条件を厳格に規定させていただくことにより、事業者が修補をいたしますが、修補費用については大学に請求させていただき、大学において第三者に対して損害賠償を直接請求（敷金・保証金との相殺等を含む）いただきたくお願いします。	紙１２第１０条第２項）。
124	本件施設の修繕	23	6	2	66	3				前回質問番号２９７への回答において、事業者の責めによらない事故若しくは火災等によって本件施設が滅失した場合には、第８９条に基づき本契約が終了するとしていますが、第８９条は大学及び事業者の双方に帰責事由がない場合（法令の変更又は不可抗力による場合）の規定ですので、発注者の責めによる事故若しくは火災等によって本件施設が滅失した場合には、第８７条に基づき本契約が終了するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、第９４条第４項に基づき、発注者の責めによる事故若しくは火災等によって事業者が被った損害は、発注者がこれを賠償するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	本件施設の修繕	23	6	2	66	3				前回質問番号２９８への回答において、「入居者が大学関係者であった場合等、その責めに帰すべき事由による場合には、大学において一定の費用負担を要する事例も想定される」とご説明いただいておりますが、レンタルラボ部分は単なる住居や事務所等とは異なり研究実験スペースとして用いられることと想定されていることから入居者がレンタルラボ部分をどのように	原案のとおりとします。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	-	質 問	回 答
										使用するか（実験の種類等）によって損傷リスクが左右されます。このようなレンタルラボ部分の利用目的に鑑みて、事業者はこのような損傷リスクを大学に対し負担することは困難と考えられるため、少なくとも、入居者が大学関係者であった場合で、当該入居者に関連する事故若しくは火災等によって損傷が生じたときは、事業者は大学に対して自己の費用において修補を行う責任を負わないものとしていただけませんか。	
126	サービス購入費の支払	26	9		77	6				保証契約の保証期間は施設引渡日までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	サービス購入費の支払	26	9		77	6				BTO部分の施設整備費見合いのサービス購入料は建設期間中に、BTO部分の施設整備費の総額の2%、48%が出来高に関係なく支払われると理解しております。事業者はこれらの支払を受ける前に当該サービス購入料を保証する保証契約を締結するとありますが、公共工事の前払金保証制度を指すとの理解でよろしいでしょうか。	BTO方式部分の施設整備費相当のうち2パーセントは平成23年12月に、48パーセントは平成24年12月に、それぞれ支払うことになります。事業者はこれらの支払を受ける前に、ご指摘の公共工事の前払金保証制度と同趣旨の保証契約を締結することを想定しております。
128	サービス購入費の支払	26	9		77	6				建設期間中に事業者を支払われるBTO部分の施設整備費見合いのサービス購入料（以下、前払サービス購入料という。以下同じ。）に関し、前払サービス購入料を保証する保証契約を締結するとありますが、一方、建設工事の履行保証として履行保証保険の締結を義務付けておられます。そもそも、公共工事の前払金保証制度の特約であり前金払が行われることが想定されている事業について義務付けられる契約保証（履行保証保険）の締結を、事業契約にて	原案のとおりとします。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	－	質 問	回 答
										義務付けておられますので、建設期間中に事業者を支払われる前払サービス購入料を保証する保証契約は不要とされることをご検討願います。	
129	サービス購入費の支払	26	9		77	6				建設期間中に事業者を支払われるＢＴＯ部分の施設整備費見合いのサービス購入料のうち、前金払相当分及び中間払相当分の額や比率等が不明であるため、金融機関あるいは保証事業会社は、前払サービス購入料の全額を保証対象額とするため、当該保証に係るコストが大幅に増加することが想定されますので、前金払ではなく、出来高に応じた支払、あるいは事業契約で定められる各回の支払割合を達成すべき出来高割合とすることにつき、ご検討願います。 また、出来高割合とすることが困難な場合、前払サービス購入料を保証する保証契約の保証対象額は、出来高を超過する部分の前金払相当額と限定いただけますようご検討願います。	原案のとおりとします。
130	サービス購入費の支払	26	9		77	6				現状の規定ですと、前金払相当額及び中間払相当額の切り分けが困難であるため、金融機関あるいは保証事業会社は、前払サービス購入料の全額を保証対象額とした保証契約の締結を事業者に求めることとなります。その結果、当該保証に係るコストが大幅に増加することとなりますので、各支払における支払額の割合（２％、４８％）のうち、前金払と出来高の割合を明確に規定いただきたく存じます。	原案のとおりとします。なお、ＢＴＯ方式部分について、平成２３年１２月に２％を、平成２４年１２月に４８％を、それぞれ支払うものとしていますが、これは、あくまでも「（従来発注方式での）中間前払に（形式が）準じた方式」により支払うものであり、「従来発注方式での中間前払方式や出来高払方式」そのものではありません。ただし、大学は、平成２４年１２月時点で、５０％（２％＋４８％）程度の出来高に到達しているものと想定しています。
131	サービス購入費の支払	26	9		77	6				事業契約締結時に前払サービス購入料を保証する保証契約	原案のとおりとします。番号１３０への回答も参照してく

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	-	質 問	回 答
										の締結が必要との理解でよろしいでしょうか。その際には、前金払の割合及び中間払の割合は確定される者との理解でよろしいでしょうか。 仮に、事業契約締結後直ちに締結が必要である場合、現状の規定では前金払の割合及び中間払の割合が確定しないかと存じます。金融機関等保証事業者は前払サービス購入料の全額を保証対象額とした保証契約を検討することになりますので、建設工事に着手後、ある程度前金払及び中間払の状況や比率が明確となった時点で当該保証契約を締結することは可能でしょうか。 コスト低減の観点から、ご検討願います。	ださい。
132	事業者の債務不履行	28	10	2	85	1	1			「事業者が、本事業を放棄し、30日間以上に渡りその状態が継続したとき。」とありますが、「本事業」というのは、本契約に定義がございませんので、「本件事業」を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該部分を「本件事業」と修正します。
133	引渡前又は占有移転前の解除の効力	31	10	2	90	4				『分割払いにより事業者に支払う』に対して平成21年9月1日ご回答の質疑NO325では、『原則として、解除前と同様の分割払いを適用する・・・』とあります。また91条6項には『・・・大学は、施設整備費相当額の残額を解除前のスケジュールに従って事業者を支払うとともに・・・』とあります。 この場合事業者はSPCを維持し続ける必要あるでしょうか。必要がある場合は、SPC維持のためのコストもお支払頂けると理解して宜しいでしょうか。(91条7項、92条5項等にも同様の規定があります)	ご理解のとおり、大学が第94条第4項に規定する賠償額を分割払いにより支払う場合、必要な範囲でSPCの存続を求めることになります。この場合、大学の責に帰すべき事由による解除または大学の任意解除による場合は、大学において必要かつ合理的な範囲内においてSPCの存続費用を負担することになります。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	-	質 問	回 答
134	占有移転後の 解 除 の 効 力 (BOT方式 部分)	33	10	2	92	5				分割払が採用された場合の利息の利率については決定済みの基準金利+提案スプレッドとのことですが、この利率は当初支払スケジュールの場合との理解でよろしいでしょうか。 また、一括払または、分割払の場合で当初支払スケジュールと異なる支払スケジュールとなった場合について、事業者を追加して発生する金融費用は大学にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の前段について、ご理解のとおりです。 ご質問の後段について、大学の責に帰すべき事由による解除または大学の任意解除による場合は、大学において必要かつ合理的な範囲内において事業者を追加して発生する金融費用やSPCの存続費用を負担することになります。
135	違約金等	34	10	2	94	5				「第105条の規定により本契約が解除された場合、大学は、事業に対して、事業者が本契約に基づく業務（但し、付帯事業を除く。）の履行を終了するために必要な費用を負担する。」とありますが、「履行を終了するために必要な費用」というのは、本契約に基づく業務（但し、付帯事業を除く。）の履行に要した合理的な費用等を含むものという理解でよろしいでしょうか。不可抗力に伴う解除において、このような費用等は、他のPFI事業では国等の発注者においてご負担いただいているものと存じますので、事業者の負担とするのは、事業者にとっては過大なリスクであるため、確認させていただきたく存じます。	ご指摘の「本契約に基づく業務（但し、附帯事業を除く。）の履行に要した合理的な費用等」は、「履行を終了するために必要な費用（第94条第6項）」には含まれません。 「本契約に基づく業務（但し、附帯事業を除く。）の履行に要した合理的な費用等」は、事業契約書（案）第9章の規定により支払うものとします。
136	違約金等	34	10	2	94	6				「第101条の規定により本契約が解除された場合、事業者が本契約に基づく業務（但し、付帯事業を除く。）の履行を終了するために必要な費用は別紙16の追加費用とみなし、解除の原因となった法令変更の法令の性質により、別紙16に定めるところに従って、大学及び事業者が負担	番号135への回答に準ずるものとします。

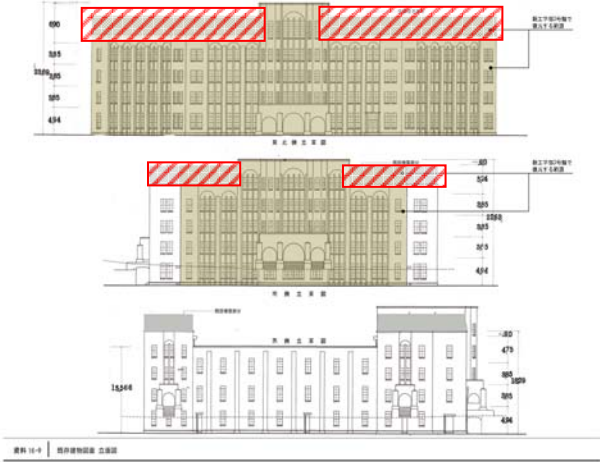
番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	－	質 問	回 答
										する。」とありますが、ここで「履行を終了するために必要な費用」というのは、本契約に基づく業務（但し、付帯事業を除く。）の履行に要した合理的な費用等を含むものという理解でよろしいでしょうか。法令変更に伴う解除において、このような費用等は、他のPFI事業では国等の発注者においてご負担いただいているものと存じますので、事業者の負担とするのは、事業者にとっては過大なリスクであるため、確認させていただきたく存じます。	
137	財務書類の提出	38	14		110					監査報告とは事業者（SPC）の監査役が行う報告という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	著作権の侵害防止	40	14		115	1				前回質問番号358への回答に関し、大学から事業者に対して本件事業の入札手続において又は本契約に基づきご提供いただいた情報、書類、図面等（大学が著作権を有しないものを含む。）については事業者がその作成に関与したものではないため、それに基づいて事業者が実施したものについては、第三者の有する著作権を侵害しないよう事業者が大学に対して保証することはできかねますので、事業者の保証する範囲には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	大学から事業者に対して本件事業の入札手続等において提供する情報、書類、図面等に基づいて事業者が事業契約を履行した場合であっても、事業者が第三者の有する著作権を侵害するようなことはないものと想定していますが、ご質問のような場合についても、原則として、事業者の保証の範囲に含まれます。
139	物件の引渡し	45			4			3		前回質問番号361への回答に関してですが、事業者が本契約を履行する上で、物件A及び物件Bが現実に引渡されることが必須の前提条件でございます。そこでみなし規定ではなく、実際にお引渡しいただける旨規定いただかせんでしょうか。	原案のとおりとします。
140	不可抗力による追加費用の	56						9		事業者が1%、これを超える額については大学が負担する	原案のとおりとします。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	-	質 問	回 答
	負担割合									とし、保険金が支払われる場合は、大学が負担すべき費用額から控除するとありますが、保険が支払われる場合は、最初に保険金を充当（この範囲内に事業者の負担１％が入っていれば事業者の負担なし）し、残りを大学が負担することをご再考頂けないでしょうか。	
141	運営業務の内容	62			2	1	1	12		本施設のレンタルラボの存在を学内の研究者へ周知するための何らかの活動を大学として予定されていますでしょうか また上記の目的のための学内メディアの活用など、事業者が大学に協力要請や提案をした場合は、ご支援頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご質問の前段について、現時点では、大学としての特別な活動は予定しておりません。 ご質問の後段について、事業者の提案および協力要請を受けた場合に、個別に判断を行い、可能な範囲において、積極的に事業者への協力を行う予定です。
142	運営業務の内容	62			2	1	3	12		甲が乙に委託する運営業務として、「賃料、共益費の計算徴収」がありますが、貸室賃貸借契約の契約当事者は大学と賃借人であり、計算徴収業務は、代行業務であり、事業者による請求業務を行ったものの、賃借人の事由による賃料の支払が不能、または遅延した場合は、貸室賃貸借契約において賃借人に物件を明け渡させることを規定することや、万一、賃料、共益費について未回収金が発生した場合においても、大学は、あらかじめ賃借人から直接差し入れさせている敷金、保証金から充当することが可能であるため、事業者に支払いの肩代り義務は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者において未払賃料の肩代わり義務は発生しませんが、本件委託料の計算は「徴収した賃料」に基づき計算されることとなります。したがって、委託料の計算においては、賃借人の未払賃料は、含まれないこととなります。 また、実際に徴収した賃料が標準賃料の総額に満たない場合は、事業者において空室リスク賃料を負担することとなります。
143	賃貸借契約の締結業務	63			4	1		12		前回質問回答No.380に「貸室賃貸借契約」の内容・条件については、事業者から提案を行い、大学と協議して決めることになっており、質問回答No.379に契約の当事者は	原案のとおりとします。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	－	質 問	回 答
										大学と賃借人になっております。よって、大学と事業者でその内容について合意した「貸室賃貸借契約」については、大学の当該契約の内容の順守義務、当該契約内容を変更する場合については事業者の同意を必要すること等を、別途、大学と事業者との契約において条件に加えさせていただきます。	
144	賃料の支払	63			6	2		12		徴収賃料（直接賃料）のうち15%が事業者に委託料として支払われるとのことですが（別紙12第5条2項）、例えば、標準賃料が徴収賃料と同額でありかつ入居率が80%以上の場合であっても委託料は頂戴できるのでしょうか、ご教示下さい。	ご指摘の場合、標準賃料の総額に満たない場合にあたり、大学において空室リスク賃料を負担しなければならない結果、事業者においては委託料を取得することはできないことになります。
145	賃料の支払	63			6	2		12		本施設のBOT部分の研究室や実験室は、大学が研究者等に賃借するエリアと理解しております。この部分の賃借料は決定済みでしょうか 決定済みの場合は標準賃料（4200円／月・㎡）が適用されるのか否か御教示ください。もし異なる金額で決定済の場合はその単価を御教示ください	BOT方式部分（レンタルラボ部分以外）については、大学が研究者等に賃借するものではありません。
146	賃料の支払	63			6	2		12		テナントの入退去タイミングは、現状回復工事や、入退去タイミングのズレなどにより、一時的な空室の発生は不可避です。 月毎に空室リスク賃料を算定する方法では、事業者の努力にかかわらず空室リスク賃料が発生しやすい仕組みとなっております。 算定方法を月毎ではなく年毎もしくは半年毎に標準賃料と徴集賃料を比較する方式に変更をお願いします。	原案のとおりとします。
147	賃料の支払	63			6	2		12		標準賃料総額－徴収賃料－（標準賃料総額×（80%－	原案のとおりとします。

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙 番号	-	質 問	回 答
										入居率)) で表わされている「空室リスク賃料」算出式の「徴収賃料」については、賃借人から徴収した賃料ではなく、貸室賃貸借契約に基づき賃借人に請求した賃料としていただきたくお願いします。	
148	敷金保証金預かり金等の徴収	63			7			12		大学に納める敷金等の他に、事業者として事務手数料等を賃借人から徴収することは可能でしょうか、ご教示下さい。	大学に納める賃料、共益費および敷金等以外の金銭を徴収することは認めておりません。
149	敷金保証金預かり金等の徴収	63			7			12		敷金等は、賃借人における賃料、並びに原状回復の費用の担保としての意義もあるものと思料します。そこで、事業者が賃借人の賃料を徴収できない時のリスクの回避、並びに原状回復費用の担保として、敷金等を事業者にてお預かりできるようにお考え頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
150	契約の解除	64			11	1		12		前回質問番号 3 9 6 への回答において、軽微な契約違反であっても解除事由に該当するとしています。大学は、このような解除権を合理的に行使されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	法令変更による追加費用分担規定	75						16		消費税率の変更リスクは大学側の負担と理解して宜しいでしょうか。	施設整備費相当に係る消費税等の税率の変更にともなう増額は、大学が負担するものとする（入札説明書 3 3 頁（3） 1）③）。ただし、本件施設の引渡し前の場合に限るものとする。

その他に関する質問回答

番号	質問項目	-	-	-	-	-	-	-	質 問	回 答
152	第1回質問回答番号67 (歴史的景観に配慮したデザイン)								外壁を復元する範囲につきまして「【資料16】」に示す範囲の復元は必須であり、これを変更(縮小)することはできません。」とありますが、下記の範囲(赤ハッチ部分:5階吹付タイル部分)につきましては事業者よりデザインの提案をさせていただきませんか。 	原則として、ご質問の範囲(赤ハッチ部分)についても、復元は必須であり、これを変更(縮小)することはできませんが、建物全体を見た時に違和感がないこと、5階から上の部分が突出して見えすぎないことなどを条件とし、入札参加者の提案も認めるものとします。ただし、提案の内容によっては、基本設計の見直し段階において、大学と事業者で協議をする必要が生じる場合もあります。
153	第1回質問回答番号183 (日常清掃)								本施設の利用形態(始業、終業時間)が記載されておりますが、出入口の施錠・開錠や最終退館確認等は本事業対象外(大学側の警備員が行う)という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	第1回質問回答番号306 (サービス購入費の支払)								履行保証保険の締結と、建設期間中に支払われるサービス購入料(以下、前払サービス購入料という。)を保証する保証契約の締結の双方を義務付けた場合、締結趣旨は本PFI事業の建設工事に対する保証であることから、重複するものと思われます。また、事業者は履行保証保険及び前払サービス購入料を保証する保証契約それぞれに保証料を負担することになり、結果的にコストが上昇することになるかと思われます。コスト	原案のとおりとします。

番号	質問項目	-	-	-	-	-	-	-	質 問	回 答
									を低減化させる上でも、前払金ではなく、出来高に応じた支払、あるいは事業契約で定められる各回の支払割合を達成すべき出来高割合とすることにつき、ご検討願います。	
155	第 1 回質問回答番号 307 (サービス購入費の支払)								建設期間中に事業者を支払われる B T O 部分の施設整備費見合いのサービス購入料のうち、前金払相当分及び中間払相当分の額や比率等が不明であるため、金融機関あるいは保証事業会社は、前払サービス購入料の全額を保証対象額とするため、当該保証に係るコストが大幅に増加することが想定されますので、前金払ではなく、出来高に応じた支払、あるいは事業契約で定められる各回の支払割合を達成すべき出来高割合とすることにつき、ご検討願います。 また、出来高割合とすることが困難な場合、前払サービス購入料を保証する保証契約の保証対象額は、出来高を超過する部分の前金払相当額と限定いただけますようご検討願います。	原案のとおりとします。
156	第 1 回質問回答番号 307 (サービス購入費の支払)								現状の規定ですと、前金払相当額及び中間払相当額の切り分けが困難であるため、金融機関あるいは保証事業会社は、前払サービス購入料の全額を保証対象額とした保証契約の締結を事業者に求めることとなります。その結果、当該保証に係るコストが大幅に増加することとなりますので、各支払における支払額の割合（2%、48%）のうち、前金払と出来高の割合を明確に規定いただきたく存じます。	原案のとおりとします。
157	第 1 回質問回答番号 307 (サービス購入費の支払)								事業契約締結時に前払サービス購入料を保証する保証契約の締結が必要との理解でよろしいでしょうか。その際に	入札説明書等に関する質問回答（第 1 回目）の番号 24 への回答を参照してください。

番号	質問項目	-	-	-	-	-	-	-	質 問	回 答
									は、前金払の割合及び中間払の割合は確定される者との理解でよろしいでしょうか。 仮に、事業契約締結後直ちに締結が必要である場合、現状の規定では前金払の割合及び中間払の割合が確定しないかと存じます。金融機関等保証事業者は前払サービス購入料の全額を保証対象額とした保証契約を検討することになりますので、建設工事に着手後、ある程度前金払及び中間払の状況や比率が明確となった時点で当該保証契約を締結することは可能でしょうか。 コスト低減の観点から、ご検討願います。	
158	光熱水費について								現 3 号館における研究室ごとの光熱水費（電気、都水、井水、排水、ガス）の契約単価、年間・月間使用量についてご提示いただけますでしょうか。	研究室ごとの光熱水費（電気、都水、井水、排水、ガス）の契約単価、年間・月間使用量については、特段の集計をしていません。
159	既存研究室の床面積								東京大学工学部／大学院工学研究科における各研究室毎の研究室及び実験室の現状における床面積をご教示ください。	ご質問のデータは、入札参加者の提案にあたって不要と考えますので、公表しません。
160	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例の対象範囲について								中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例における対象範囲は文京区の条例からは敷地境界線から建築物高さの 2 倍の水平距離が範囲内となりますが、これまでの近隣の方々との取り決め事項等他に条件等がございましたらご教示ください。	定期的に情報交換を行うとともに、個別案件については、その都度、協議を実施していますが、統一（包括）的な取決め事項等はありません。入札説明書等（特に要求水準書）に記載されている諸条件に基づいて提案してください。
161	3 号館周囲のインフラ及び建物状況について								山留工事を計画するにあたり、周囲の環境の影響を検討する上で、ガス管・共同溝・上下水道の位置（特にレベル）が解かる資料及び工学部 2 号館・工学部 4 号館・高圧実験所・中央変電所分室・通信機械室・理学部一号館・理学部総合研究棟の T P からの	周辺建物現況図等を、入札参加者に電子データ（C D-R）により配布します。

番号	質問項目	-	-	-	-	-	-	-	質 問	回 答
									地下の深さ及び杭の位置・深さの解かる資料のご提示をお願い致します。	
162	山留工事について								山留工事として、アースアンカー工法を採用することは可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、隣接建物等に影響を与えないことを条件とします。
163	室名								資料17-2～17-5において、創成系居室の室名の頭に記載されている「E」「P」「T」は何を意味しているのかお教えてください？	Eはシステム創成学専攻（旧地球）を、Pはシステム創成学専攻（環境海洋）を、Tは技術経営戦略学専攻を、それぞれ表しています。
164	環境安全指針								入札説明書等に関する質問回答（第1回目）20ページ、90番のゴミ置き場について、「環境安全指針」の入手法について、環境安全研究センターのホームページによれば、講習会受講か、所属する部局の事務室に問い合わせることが必要となっています。指針をいただけないでしょうか？	既に、必要と思われる部分について、追加資料として、入札参加者に電子データ（CD-R）により配布しています。 また、全文については、担当部局において閲覧できるものとしているとともに、必要な部分の複写も可能としています。閲覧希望者は、事前に担当部局まで電話で申し入れてから来学してください。
165	要求水準資料6								既存排水設備の埋設状況について、特に西側の現況が「資料6」と相違しています。最新のインフラ埋設図をご教示願います。	最新のインフラ埋設図等を、入札参加者に電子データ（CD-R）により配布します。
166	賃貸借契約の締結業務								9／1の質問回答No.380に「貸室賃貸借契約」の内容・条件については、事業者から提案を行い、大学と協議して決めることになっており、質問回答No.379に契約の当事者は大学と賃借人になっております。 上記のことから、契約形態及び入金の仕組み等の具体的な手続きについて、具体的な提案をいたしますが、提案書の様式（A4・2枚）では不十分ですので、別添資料として契約書（案）及び入金手続き（フロー等）を添付させていただいてよいでしょうか。	<様式47>に限り、契約書（案）及び入金手続き（フロー）等の補足資料を添付してもよいものとしますが、必要最小限の枚数としてください。

番号	質問項目	-	-	-	-	-	-	-	-	質 問	回 答
167	サービス購入 費の支払方法 等									本件は、基準金利決定日（平成23年7月1日）から本施設の運営開始（平成25年4月）までが1年9か月、その後の運営期間が11年となっております。これを前提としたスワップ金利と、本件の基準金利であるTSRの12年スワップ金利は大きく異なるため、金融機関として対応が困難です。 そのため、最近の国土交通省案件で使用しているように、上記の実際の案件スケジュールを前提にスワップ金利の理論値を計算して、それを基準金利として使用することをご検討いただけないでしょうか？なお、当該理論値の計算は、基準金利決定日のTSRのスワップ金利を基にして計算されるため、透明性が確保されております。	原案のとおりとします。